

令和８年度横瀬町総合教育会議会議録

招集日時 令和８年６月３０日（火）午後３時３０分

招集場所 横瀬町町民会館 小会議室

開会時刻 午後３時３０分

閉会時刻 午後４時３０分

会議の主宰者 町長 富田 能成

出席者

町長 富田 能成

教育委員 野田 眞 平塚 一寛 久米 真由理 大貫 久美子

欠席者

教育長 山中 正広

その他議場に出席した者

教育次長 小俣 敏孝 主幹 加藤 利伸 学校教育指導員 杉田 茂久

説明者

教育次長 小俣 敏孝 学校教育指導員 杉田 茂久

会議録署名 野田 眞

次 第

- １．開 会
- ２．会議録署名委員の指名
- ３．議 事
 - （１）教育に関する大綱の制定について
 - （２）令和８年度の教育方針について
- ４．報告事項
 - （１）横瀬町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
- ５．その他
- ６．閉 会

会議の進行状況及び顛末

- １．開 会 午後３時３０分

町 長 あいさつ後、出席者を確認し、令和８年度横瀬町総合教育会議の開会を宣言す。

- ２．会議録署名委員の指名

町 長 会議録署名人については、野田真委員を指名す。

3. 議 事

町 長 それでは、議事に移ります。

はじめに、「(1)教育に関する大綱の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

「はいの声あり」

町 長 教育次長。

教育次長 教育に関する大綱の策定は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、町長は教育基本法に規定する国が示す教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする規定しています。

令和6年度に第6次総合振興計画の後期4年間でスタートし、この計画と合わせまして、教育委員会におきましても計画期間を令和6年度から令和9年度までとした横瀬町教育振興基本計画を策定しました。

今年度につきましても、この横瀬町教育振興基本計画をもって大綱としたいと考えております。この点についてご審議をお願いできればと思います。以上です。

町 長 ただ今、大綱制定について事務局より説明がありましたとおり、教育振興基本計画も第6次総合振興計画と整合性を図りながら策定をしているところでございます。教育振興基本計画は、本町の教育振興のための施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画となっております。

それでは、ご質問等があればお伺いしたいと思います。ご質問等ございますでしょうか。

－質問等なし－

町 長 よろしいでしょうか。それでは、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本町における教育に関する大綱については、横瀬町教育振興基本計画をもって大綱とするということでご異議ございませんか。

「異議なしの声あり。」

町 長 異議なしと認めます。
それでは、大綱については、横瀬町教育振興基本計画をもって大綱とすることに決定させていただきます。

町 長 次に「(2)令和8年度の教育方針について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

「はいの声あり」

町 長 教育次長。

教育次長 それでは、説明をさせていただきます。
横瀬町教育振興基本計画の6頁、第3章をご覧ください。基本理念は、「色彩豊かな美しい町・多様な幸せのある町（カラフルタウン）」という町政の基本理念に基づき、横瀬町民憲章や埼玉県教育行政重点施策をふまえ、次代を担う子供を育てる教育行政を推進する。」となっております。目標、基本方針に基づき10頁以降、「第4章 横瀬町教育行政の施策の方向性と主な取組」を具体的に掲載しております。

また、これらを取りまとめたリーフレット「令和8年度横瀬町の教育」にも重点施策として掲載しております。今年度も、これらに沿って横瀬町の教育を進めて参りたいと思っております。

それでは、令和8年度横瀬町総合教育会議資料をご覧ください。横瀬町教育振興基本計画の第4章の見直しについては、今年度も変更点がございしますので、この後説明させていただきます。

まずは、横瀬町総合振興計画にかかる教育関係指標の現状をご覧ください。教育関係指標の現状ということで、昨年度の数値を資料で示させていただきます。まず、「埼玉県学力・学習状況調査小中学校全体学力の伸び」ということで、2023年度の「13」が基準値となっております。この数値が、町の前年度からの伸びを表しております。昨年度は、「22」ということで着実にポイントを伸ばしてきております。次の「規律ある態度80%達成項目数」、72項目ございますが、これは挨拶であるとか、時刻を守る、靴を揃えるなどの基本的な生活習慣が80%以上達成できているかというその項目数を表しております。昨年度は72項目中「66」項目が達成、一昨年と比べて3項目減少しております。次の「新体力テスト総合評価A+B+Cの割合」でございしますが、体力テストの5段階絶対評価で上位3ランクABCの合計の児童生徒数の割合が80%を超えるということが県から示された目標になっておりますが、昨年度の横前町は小・中で「81.7」%でした。ちなみに小学校は81.9%で、県の平均の76.8%を上回っております。続きまして、「学校教育支援者

率」でございますが、こちらは「10.2」となっております。学校教育に対して、地域の多くの皆様にご支援いただいている状況がここから伺うことができます。続きまして、「小中学生の交通事故発生件数」は「0」、「町民文化祭の参加率」が「17.6」、「ヨコゼ音楽祭参加率」が「14.3」ということで、いずれも基準値を上回る数値を示しております。最後に「年間スポーツイベント参加者率」でございますが、一昨年は雨天によるグラウンドコンディションの悪さから町民体育祭が中止となった結果、低い数値「6.8」となっておりますが、昨年度は基準値を超える「35.1」となっております。

続きまして、横瀬町教育振興基本計画第4章の昨年度からの主な変更点についてでございます。資料に従い説明させていただきますので、基本計画と合わせてご覧いただければと思います。基本計画の10頁から、変更になった点を赤字で示しております。まず、「1 確かな学力の育成」の「(2) 主体的・対話的で深い学びに向けた指導の充実」という項目がございますが、ここの主な取組に「総合的な学習の時間を中心とした「ジブンゴト探究学」の実施」を追加しております。続いて、「(3) 伝統と文化を尊重し、グローバル化に対応する教育の推進」の主な取組に、「横瀬・芦ヶ久保 昔を訪ねてふるさとカルタ（ジブンゴト探究学用）」と、「中学校2年生を対象とした「まちなか留学」の実施」を追記しております。続いて12頁をご覧ください。「4 自立する力の育成」の「(1) 進路指導・キャリア教育の推進」の主な取組に、「「よこぜジブンゴト探究学」の活用」を追記しております。同じく12頁の「(2) 幼児教育の推進」の主な取組に、「次年度入学予定園児の巡回相談の実施」を追記しております。同じく12頁「5 児童生徒一人一人の多様なニーズに対応した教育の推進」の「(2) 個別に支援を要する児童生徒への支援」の主な取組に、「個の特性を把握するための発達検査の実施」を追記しております。続いて13頁「6 学校における働き方改革、教育の質の向上の推進」の「(1) 教職員の負担軽減」の主な取組の中で、「横瀬町立学校における働き方改革基本方針（改正版）の運用」を削除しまして、「「横瀬町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保実施計画」の公表と運用」を追記しました。続いて14頁「8 家庭・地域の教育力の向上」の「(1) 家庭教育支援体制の充実」の主な取組に、「健康子育て課と連携した就学相談の実施」を追記しました。同じく14頁の「9 地域とともにある学校の推進」の「(2) 学校運営協議会制度を導入したコミュニティ・スクールの実施」の主な取組に、「学校運営協議会における働き方改革の合意形成」を追記しました。続いて「(3) 社会に開かれた教育の推進」の主な取組に、「「よこぜジブンゴト探究学」の活用」を追記しております。申し訳ございません、ここは末尾に（再掲）と記載すべきところですが、漏れてございます。12頁の4-（1）に先に記載がございます。最後、15頁の「12 国際交流事業の実施」の

主な取組に、「中学校2年生を対象とした「まちなか留学」の実施（再掲）」、「自学用のプレゼンテーション教材のChromebook掲載」を追記しております。以上が今年度の主な変更点で、その他は字句の整理等になっております。以上で説明を終了いたします。

町 長 ありがとうございます。事務局の説明を終わります。
横瀬町の教育方針について説明がありましたが、何か質問・ご意見はございますでしょうか。

平塚委員 「はいの声あり」

町 長 平塚委員。

平塚委員 10 頁の（3）伝統と文化を尊重し～というところですが、横瀬音頭は載せないのですか。

町 長 「ろっく横瀬」において、子ども向けに夏休みに企画され、棒を作るところからやるというのを実施していました。ボランティアベースでは触れる機会をつくっているのですが、学校教育に取り入れてもよいのかもしれないですね。現場で検討してみてください。

教育次長 学校側の判断もあるとは思いますが、検討してみます。

大貫委員 秩父音頭は今学校で行っているのですか。

教育次長 小学校で行っていますが、1 年を通じてではなく運動会の時だけです。よって、横瀬音頭も学校の授業の中で取り入れていただけるかどうかというところなので、授業では難しいということであれば、他の方法を考える必要があると思います。

町 長 他に何かご質問・ご意見ございますか。・・・私からよろしいでしょうか。11 頁の「生徒指導加配（不登校関連）横瀬小学校」について具体的に教えてください。

教育次長 この加配に関しましては、現在「カワセミ教室」というものを校外の指導教室として町民会館において実施しているのですが、これを校内に設置するという形になると、そこに対する教員の加配が受けられますので、この表現としています。形の上では、小・中ともに校内の学習支援教室を立ち上げています。中学校に関しては、町職員（会計年度任用職員）を配置、小学校は県職員を配置という形をとっています。ただ、校

内設置の教室に通っている不登校児童・生徒は、現時点ではおりません。カワセミ教室には、木・金曜日の9時から午前中に通ってきている方がいますが、良い傾向なのは、例えばテストがあるとか、特別な時間帯になると、教室までは通えないまでも、保健室や相談室への登校が、以前よりは可能になってきていることです。来室時に教育委員会の事務所窓口にあいさつしたり、学校の先生以外と接する機会も良い影響を与えている気がしています。単純に学校の保健室や相談室だけでなく、選択できる居場所づくりの形は取れていると考えております。以上です。

町 長 他にご質問等ございますか。

久米委員 「はいの声あり」

町 長 久米委員。

久米委員 学力状況調査で、2024年度から2025年度は上がっているということなのですが、おそらく国語に関しては下がっていると思うので、教科のバランスに結構差があるのかなと思いました。国語が下がっているということで、読書に力を入れていただきたいと強く思っています。

町 長 国語が下がっているとおっしゃるのは、自分の実感によるものですか。

久米委員 いえ、実際の数値によるものです。

教育次長 全国的な流れで、国語力については本町に限らず落ちている傾向にあるというのは、今の教育現場の中で言われています。問題なのは、読解力がないと、例えば他教科である数学や理科のテストの問題を理解できない、と言われていることです。国語の読解力をもう少し何とかしないと、テスト全般に影響するのではないかということが、全国的にも発信されています。よく言われるのは、タブレット等の影響だということですが、必ずしもそれだけではないと思います。いずれにしても、本離れは増加傾向にあると思います。かつて本町でも、学校が始まる前、朝5分または10分と時間を決めて、自分の好きなどのような本でも良いので読むという朝の読書の取り組み「朝読」を一時期力を入れて行っていました。中学校においては数年実施しておりませんでした。本年度から再開しています。

大貫委員 私の個人的な感覚なのですが、例えば中学生に数学の勉強を教えている時に、最初は「わかりません」なのですが、問題を声に出して読ませてみると「わかりました」となる場合があります。朝読書も結局は黙読

なので、黙読してるうちは何冊読ませても本当の理解力はつかないのではないかと思ってしまいます。昔のように、順番に教科書の「。（丸）」読みなどを授業で行ってないのかな、教科書を声に出して読ませるということはされてるのかなとは感じているところではあります。結局本人が読んでいるつもりが読めていないという現象が生じていると感じることは多くあります。音読が宿題で出されても、ちゃんと読めているかどうか、保護者も忙しい中すべて見きれていないと思います。低学年を中心に、文字を読んでいるだけで言葉を読めていないと個人的には感じます。

平塚委員 国語については、現在は漢字の書き取りにややウエイトが大きいように感じます。

町 長 今のご意見はぜひ現場にフィードバックして欲しいと思います。町としては、今年度から集落支援員の方が、本によるまちづくりということで、本を中心に人の輪をつくるといった活動を始めていますので、その辺を上手く絡められればと思います。子どもたちが本に触れる機会が増えれば良いと思っています。

久米委員 もう一点、「子ども読書活動推進計画」の計画期間が令和6年度までで切れてしまっていて、策定が努力義務ということになっているので作らなければならないということではないのですが、今まであったのを途切れさせてしまっているのか、ということ。ちなみに、教育振興基本計画の中に、読書活動推進計画を入れ込んではどうかと思いました。読書活動推進計画単体ではなく、それを基本計画の中に入れていただければ、見直しも同時にできる利点もあります。他の町ではそのようにしているところもあったと思うので、できなくはないと思います。

教育次長 承知はしています。次期計画に向けて改定中というところです。

町 長 その他いかがでしょうか。

野田委員 「はいの声あり」

町 長 野田委員。

野田委員 教育振興基本計画の「第2章 横瀬町教育の方向性」の③の柱、安全安心づくりについてですが、具体的なことは各学校が計画してやっていくということだと思いますが、先日東京都北区の小学校で火災がありましたよね。ニュースなどで、色々な場所を想定した避難訓練を実施するこ

とが欠けているのではないかということが言われていますが、児童・生徒の安全な避難ということに関して、町としてどのような働きかけをしていけば良いのか、必要なことはあるのかと思ったところでございます。

教育次長 実は今回の火災を受けて、秩父消防署が特別に小・中学校の現場に入っただけという形で通知が来ていました。広域消防ですので、本町に限らず、郡内すべての小・中学校に対するいわゆる査察というか状況の確認だと思われます。そういう動きも別途していただいていますので、普段の自分の教室からだけではなくて、特別教室からの避難を含め、学校の方には折りを見て話はしたいと思いますので、ご承知おきください。

町 長 本町の学校の避難シューターも、先生方が皆使い方がわかるかを確認したいですね。

教育次長 そういうことも含めて、おそらく今回消防署は確認されるのではないかと思います。使えなくて駄目だったという事例があるのであれば、学校できちんと管理できていますか、使えますかというの、当然確認項目に入ってくると思われます。

野田委員 熊対策についても、東北の方では熊を撃退する道具を作ったところ、たちまち売れているなどのニュースも見ました。色々な情報を取り入れながら、子どもたちの安全対策を整備していく必要があると思います。

町 長 その他いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。様々なご意見をいただきありがとうございます。それでは質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
令和8年度の教育方針については、ただいま審議がなされたとおり、ご了承いただけますでしょうか。

委 員 「はいの声あり」

町 長 それでは、令和8年度の教育方針については、先ほど説明させていただいたとおり、決定をさせていただきます。いただいたご意見については、それぞれ対応を考えて参りたいと考えております。
本日予定されていた議事は以上となります。

4. 報告事項

町 長 続いて「4. 報告事項」に移ります。「横瀬町立学校の教育職員に関

する業務量管理・健康確保措置実施計画について」事務局の説明を求めます。

杉田指導員 「はいの声あり」

町 長 杉田指導員。

杉田指導員 報告させていただきます。以降「実施計画」と略して呼びますが、令和7年度中に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」という法律の一部改正があり、第8条にてこの実施計画の策定が教育委員会に対して義務付けされました。また、一般の人たちに公表すること、そしてこの総合教育会議に報告することが義務付けられました。そこで法改正の後、実施計画作成に入り、令和8年2月の教育委員会定例会で上程し、議決され策定されました。そして3月には、校長会で、4月1日より実施計画を運用していく旨を説明し、各小・中学校の年度当初の職員会議で全職員に実施計画を配布し、今年1年間、実施計画に基づき働き方改革を推進していくということになりました。また、4月1日より、本町のホームページへの掲載により実施計画を公表しました。

公表までの流れを報告いたしましたが、実際にお手元資料の実施計画を開いていただき、2頁をご覧ください。「4 目標」というのがございます。この計画は、令和8年度から令和11年度までですが、本計画において達成する目標は以下のとおりとしております。まず、「（1）時間外在校時間に関する目標」の「①時間外在校等時間」ということで、月に45時間以内、年12か月で360時間以内の教職員の割合を令和9年度までに100%（＝全教職員）にする。なぜ令和9年度かということ、埼玉県教育委員会の令和9年度という達成目標に合わせているためです。次に、「②教職員の1か月の月時間外等時間を平均30時間程度に削減する。」これは、文部科学省の目標でありまして、令和11年度までに達成したいものです。学校も学期末や年度末についてはかなり時間外が多くなりますが、平均30時間としても12か月で360時間になってしまうので、できるだけ少なくなることが望ましいということになります。また、「（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標」ということで、「ウェルビーイング」という表現が出てきます。働きやすい・働きがいがあるという職場の環境確立を目指すものであります。この目標を掲げて1年間取り組み、1年ごとに計画は改善していくということになります。

続いて8頁をご覧ください。頁中央あたりに記載の「労働安全衛生法に基づく職場改善」については、文科省からも令和8年度から進めていくようにということが計画に出ております。学校教育の中で保健安全委

員会というのがありますが、それは学校の児童・生徒のための安全教育を含め安全指導の計画であり、本計画においては、職員の健康・働き方等衛生管理体制を作るということで、今年から始めております。

次の9頁、最後になりますが、「(4)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し」ということで、文部科学省が3つに分けました。3つというのはどういうものかということ、「イ 学校以外が担うべき業務」、「ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務」、「ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」です。令和8年度の教育方針で、学校運営協議会でこの3分類について意見を求めながら、学校職員、PTA、あるいは地域の人たちのご協力で、今後働き方改革を改善していくという内容になります。なお、本町では、教頭会が毎学期行われておりますが、その中で教頭会が負担軽減委員会というのを兼ねております。そこで情報を収集しながら、実施計画の進捗状況等を把握しながら、1年間かけて改善できたところ、今後どのように推進していくかということ、年度末にまとめ、来年度またこのような形で改善した実施計画を報告させていただきたいと思います。以上です。

町 長 ありがとうございました。事務局の説明を終わります。何か質問等ございますでしょうか。

久米委員 「はいの声あり」

町 長 久米委員。

久米委員 9頁の学校以外が担うべき業務の中の一番最後、「保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応困難な事案への対応」として、「教育委員会等の行政機関の責任において、当該苦情等に対応できる体制を構築する」とありますが、これは実際どのようにするのでしょうか。

杉田指導員 学校現場で色々な形で保護者からの苦情等がありますが、大体は学校において対応が済みます。対応が難しい場合に、教育委員会として、必要に応じ弁護士等の専門家を活用するなどの体制を作っていかなければいけないということです。

町 長 その他いかがですか。
よろしいでしょうか。それでは、本件は報告事項ですので、報告のとおりにご了承願います。

町 長 次に「その他」でございますが、事務局から何かありますか。

教育次長 「はいの声あり」

町 長 教育次長。

教育次長 それでは、「横瀬町立横瀬中学校施設整備に関する意見書」についてお伝えします。先ほど開催した教育委員会定例会の後お伝えしたとおり、昨年度より「横瀬町立横瀬中学校施設整備検討委員会」を立ち上げ、委員の方々に協議・検討を重ねていただき、令和8年6月8日付で意見書を提出していただきました。内容は、中学校B棟校舎の建て替えと体育館の空調設備等の整備に関する方向性をご提言いただきました。教育委員会としましては、ご提言いただいた意見に沿った形で整備していきたいと考えておりますが、多額の財政支出を伴いますので、町長をはじめ、財政担当や関係各課と協議を重ねて進めてまいりたいと思っております。本日のこの総合教育会議は、町長と教育委員会が十分な意思疎を図り、連携して効果的な教育行政を図るために開催されておりますので、この場でお知らせをさせていただきました。以上でございます。

町 長 事務局の説明を終わります。何か質問等ございますか。

－質問等なし－

町 長 よろしいでしょうか。それでは事務局説明のとおりご了承を願います。その他委員の皆さんから何がございしますか。

よろしいでしょうか。それでは、今後も皆様のご意見を伺いながら進めさせていただきたいと思います。以上をもちまして、本日の総合教育会議を閉会させていただきます。本日は大変お疲れ様でした。ご協ありとうございました。

5. 閉 会 午後4時30分